

茨城大学大学院博士後期課程  
サステナブルな社会の構築に資する高度科学技術人材育成プロジェクト  
奨学生募集要項（2025年度4月入学）

本学に入学した博士後期課程学生で経済的援助を必要とし、かつ、学業成績優秀な者を対象として、下記のとおり奨学生を募集します。

1 奨学金（主に生活費） 192万円/年（各月16万円） 研究費 58万円/年

採用人数 8名 { 7名（4月入学）  
1名（10月+再募集）

## 2 応募資格

本学理工学研究科博士後期課程に2025年度入学者として合格した者の内、次に掲げる1)～6)の要件をすべて満たす者

- 1) 社会人ではない者（社会人とは生活基準額240万円/年を超える者）
- 2) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生ではない者および本国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではない者
- 3) 研究活動の状況を定期的に茨城大学大学院博士後期課程サステナブルな社会の構築に資する高度科学技術人材育成プロジェクト運営チーム（以下、運営チーム）に報告し、指導教員グループから選出されるメンターによる面談を定期的に受けることができる者
- 4) 本プロジェクトの目的を理解し、実施計画（海外派遣研究・インターンシップ・専門講義の受講・企業懇談会参加・国内留学等）について、能動的に履行できる者
- 5) 奨学生応募の時点で学会発表1回以上、学術雑誌論文（査読付き）発表1編以上、表彰1回以上のいずれかを満たしている又はそれと同等であると選抜委員会が認めた者
- 6) ティーチングアシスタント（TA）およびリサーチアシスタント（RA）に従事せず研究に専念できる者

## 3 提出書類

- (1) 高度科学技術人材育成プロジェクト奨学生申請書
- (2) 高度科学技術人材育成プロジェクト奨学生推薦書
- (3) 最終学歴の成績証明書

## 4 申請書等の提出期間・時間および提出先

2025年 4月 1日（火）～ 4月 3日（木） 各日 9時～16時  
理学部学務グループおよび工学部学務グループ

## 5 審査方法

書類審査による1次選抜を2次審査における観点も考慮して行い、選抜された学生に対して面談による2次審査を行った上で推薦学生を決定し、選考委員会にて最終選考を行い対象学生を決定します。

なお、2次審査の面談<sup>\*</sup>に関して以下の点を審査（評価観点）とします。

（<sup>\*</sup>プレゼン形式のため、スライドの準備をしておいてください。面談時間は1次選抜後に連絡します。）

- ① 研究計画の内容（目的、手法、特色などの明確さ）
- ② 研究計画に十分な国際的視点が考慮されているか
- ③ 後期課程で学びたいこと、身につけたいこと（上記「応募資格 4）」の取り組み意欲）
- ④ 日本の国際競争力強化に貢献する高度科学技術人材となるか
- ⑤ 多様な進路選択意識を有しているか
- ⑥ 研究業績が本奨学生としてふさわしいか
- ⑦ 留学生については、これまでに本学が関係確立を進めてきた協定大学等から積極的に受け入れることを考慮し、本学の博士人材が、海外との大学間をシームレスに行き来できる環境構築を目指して、我が国の国際競争力強化のために活躍できる博士人材育成に貢献することができるかについて評価する。また、最終選抜においては、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために、多様な国・地域からの受け入れることを考慮する。

（裏面へ続く）

## 6 面接日

4月11日（金） 予定 ※詳細は後日通知します

## 7 発表

4月下旬

## 8 奨学金の支給

奨学金：月1回支給予定（毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日、その日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは翌日）に支給予定）

研究費：5月一括配分

## 9 支給の取消

- 1) 退学、除籍又は休学となったとき。
- 2) 死亡又は行方不明となったとき。
- 3) 申請書の記載に虚偽があったとき。
- 4) 課程を3年間で修了できる要件に達しなかったとき又は早期修了したとき。
- 5) 応募資格の履行状況が不十分と認められたとき。
- 6) 懲戒処分を受けたとき。
- 7) 選考委員会が成業（キャリア開発育成コンテンツの修得など）の見込がないと判断したとき。
- 8) 奨学生本人から辞退の申出があったとき。
- 9) その他学長が奨学金等の給与が不相当と認めたとき。

※上記により支給の取消があった場合は、支給した奨学金の全部又は一部を返納させることがあります。

## 10 その他注意事項

- 1) 奨学生は、研究成果等の報告書を作成願います。メンターと面談をしたのち、指導教員グループに研究成果報告を行ってください。報告書の提出期限は毎年2月末です。
- 2) 研究費の使途は、研究費の計画的な執行も教育の一環であるという観点から、研究室等で使途に厳しい制限を掛けずに、学生が計画できるように努めてください。
- 3) 入学金・授業料免除とこの奨学金を重複して申請することは可能です。
- 4) 他の奨学金の申請をする場合は必ず事務窓口までお申し出ください。
- 5) 当募集に採用された奨学生は学内の奨学金は応募できません。
- 6) 博士後期課程第5次募集の志願予定者のうち当募集に応募しようとするものは、当該入試の志願者受付の終了時点で志願者として確認できなかったおよび合格しなかった場合は当募集の応募資格を失ったものとして処理いたします。
- 7) ○本事業による奨学金（研究専念費）は、所得税法上「雑所得」となり、源泉徴収の対象から除外されております。通常の奨学金とは異なり、所得税、住民税の課税対象となるため、受給者が各自で確定申告を行う必要が有ります。確定申告についてご不明な点は、所管する税務署の個人税部門へお問い合わせください。  
  
○研究専念費は、年間の総額が192万円となります。扶養者（親等）の扶養手当等に影響するため、速やかに扶養者へ報告を行ってください。
- 8) 本事業は、国立研究法人科学技術振興機構の決定により、記載の事業内容が変更される場合がありますので、予めご了承ください。
- 9) 1年目に海外派遣ツアー、2年目に国内留学ツアー、2・3年目にジョブ型研究インターンシップ（指導教員が指導）を行い、さらに毎年開催される企業懇談会に参加し、情報収集や意見聴取等を行う必要がありますので、その旨、必ず指導教員と相談・了解の上で応募願います。
- 10) 留学生については、これまでに本学が関係確立を進めてきたASEAN地域等の協定大学等から積極的に受け入れます。これにより、本学の博士人材が、海外との大学間をシームレスに行き来できる環境構築を目指します。留学生は、日本と連携して研究開発を行う高度科学人材となり、日本の科学技術・イノベーションの将来を担い、日本の国際競争力強化に貢献し、活躍する国際人材とならなければなりません。これにより、国際的に活躍できる博士人材育成に貢献することが求められます。留学生の選抜においては、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために、多様な国・地域から受け入れることを考慮します。